

日野市総合教育会議設置要綱の一部を改正する要綱について

平成30年 月 日制定

日野市総合教育会議設置要綱（平成27年5月13日制定）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「及び日野市長の職務を代理する副市長の順序を定める規則（平成25年規則第37号）」を削る。

第18条第4号ただし書中「第22条」を「第20条」に改める。

付 則

この要綱は、平成30年 月 日から施行する。